

納税環境整備に関する専門家会合（第6回）議事録

日 時：令和3年8月10日（火）14時00分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

#### ○岡村座長

ただいまから第6回「納税環境整備に関する専門家会合」を開会します。

今回も皆様の御理解、御協力をいただき、オンライン会議とさせていただきました。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

前回の第5回会合では、全国青色申告会総連合及びフリーランス協会の御担当者にお越しいたいただき、ヒアリングを実施いたしました。

今回の第6回会合においては、記帳水準の向上の論点のうち、記帳の状況などに関する税務執行上の課題等について議論を行っていきたいと思います。

それでは申し訳ございませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

#### ○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思いますが、本日は中里会長リモートから会合を傍聴されておりますので、最初に一言、御挨拶いただきたいと思います。

中里会長、よろしく願いいたします。

#### ○中里会長

岡村座長、ありがとうございます。今、このような状況の中でこの会合の意味は非常に大きいですので、皆さん、どうか活発な議論をお願いします。

#### ○岡村座長

中里会長、どうもありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、まず国税庁から「記帳の状況などに関する税務執行上の課題」について、御説明いただきます。その後、本会合における記帳水準向上の議論にも関係する話題として、プラットフォーム事業者からの報告・情報提供に関する国際的な議論であるOECDのモデルルールについて、財務省より御説明いただきます。

それでは、資料の実6-1の「記帳の状況などに関する税務執行上の課題」について、国税庁課税総括課の上良課長、よろしく願いいたします。

#### ○上良国税庁課税総括課長

私からは、記帳に関する税務執行の実情などについて御説明します。

最初に現状についてかいつまんで御説明した後、具体的な事例に5例ほど触れたいと思います。引き続き、当庁における周知・広報活動の取組についても御案内し、最後に御参考として税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組、今後に向けた取組について簡単に触れたいと思います。

まずは「現状の記帳状況」について、3ページ目は、個人事業者の青色申告をめぐる状況です。黄色の折れ線グラフは事業所得が主たる所得の者の申告件数全体となっています。青い折れ線グラフが青色申告件数です。いずれの折れ線グラフも9年前の平成22年の値を100として示しています。全体の申告件数は僅かに減少傾向にある一方で、青色申告の件数は平成30年までに約10%増加しています。特に平成26年からは伸びがやや大きくなっています。

その背景について、一つは、平成26年1月から全ての白色申告者に対しても記帳義務が課されたことが間接的に影響しているのではないかと考えています。すなわち、この時代、会計ソフトの利用によって複式簿記の導入が従前に比べて容易になってきている状況を背景として、記帳義務が課されるのであれば、いっそのこと白色から青色に切り替えようと考えていた方が一定数存在していたのではないかと考えます。

4ページ目は、過去の専門家会合で財務省からお示しした資料ですが、個人事業者について青色、白色の申告態様を事業収入の規模別に構成割合で示したものになります。全体としては青色申告の正規簿記、それから、簡易簿記と白色申告の構成割合はそれぞれ3対3対4になっています。また、事業収入1,000万円以下の納税者が全体の約8割を占めています。

一方で、事業収入1,000万円超の者で正規簿記を選択されている納税者の割合は、表記していませんが大体約6割を占めています。事業収入が1,000万円を超えますと正規簿記での青色申告をされている納税者の割合が比較的多くなり、白色申告を選択されている方はかなり小さくなるという関係が見えてくることを改めて指摘します。

次に、5ページ、6ページにわたりまして事業収入1,000万円以下の個人事業者の年齢階層を御覧ください。

5ページ目は、これも過去に主税局から示されている資料ですが、次の6ページ目では正規簿記での青色申告を行う割合が低い事業収入1,000万円以下の方に限定して年齢構成を示しています。

表には各年代における構成割合も括弧書きで示しています。この括弧の中の数字を御覧いただくと、いずれの年代においても白色申告が最も多い状況ですが、若年層において正規簿記が占める割合が高くなっています。先ほど事業収入が1,000万円を超えると正規簿記の青色申告が選択される傾向があるということを御説明しましたが、この表で白色申告の割合が高い事業収入1,000万円以下の小規模事業者であっても、若い世代は正規簿記の青色申告を比較的選択している傾向が見てとれます。若い世代は会計ソフトによる記帳に抵抗がないことが背景にあるのではないかと考えます。また、

年代が上がるほど簡易簿記が占める割合が高くなっていることも特徴的に見てとれます。

7 ページ目ですが、簡易簿記は正規簿記に移行するための準備的な段階という役割も期待されていますが、これは令和元年分の確定申告において簡易簿記で青色申告をされた方の簡易簿記を継続している年数を表したものです。このうち3分の1を超える方が10年以上簡易簿記での記帳を続けているという実態が見てとれます。簡易簿記を選択している方々は青色申告の恩典を部分的に受けますが、残念ながら正規簿記にステップアップすることなくそのままとどまっているケースも少なくないということに加えて、前の6 ページ目の表と併せて考えますと簡易簿記をされている方の高齢化も進んでいます。

若年層において正規簿記を採用している割合が高い傾向にあること等を踏まえれば、正規簿記に移行するための手始めとしては、今日的には、簡易簿記もありますが、これまでの専門家会合での御議論にあったとおり、クラウド会計を含む各種会計ソフトの役割がますます大きくなっていくのではないかと実態面でも言えるのではないのでしょうか。

8 ページ目は記帳水準と適正申告の関連性です。平成30年7月からの1年間における個人事業者の調査に関して記帳形式ごとに記帳不備と判定された割合に加え、今回新たに申告誤りや仮装隠蔽が認定された状況を付け加えています。

なお、念のため申し上げますが、当局では当然ながら申告誤りがあると想定される納税者を調査対象として選定しています。そういった一種の傾斜がかかった集団に関するデータであるということに御留意ください。

この表の中で記帳不備と判定された割合を御覧いただくと、正規簿記でも約6%存在していますが、白色申告になると非常に多く、7割以上は記帳不備となっていることは過去の専門家会合でも財務省から御説明があったとおりです。

さらに、今回新たに追加した申告誤りや仮装隠蔽と認定された割合を御覧いただくと、申告誤りが見つかる割合は記帳水準に対応しており、正規簿記、簡易簿記、白色申告の順で高くなります。他方、仮装隠蔽が見つかる割合については、これは正直大きな差があるわけではないですが、強いて申し上げれば簡易簿記が最も高くなっているのは一つ留意すべき点です。これについては、むしろ白色申告の方々の中に記帳等の義務が適正に履行されていないことによって仮装隠蔽の認定が困難になったケースが一定数存在しているということも考えられます。

次に、9 ページ目ですが、このページは過去の専門家会合で既に財務省から示されています。右下のカテゴリーに属する調査対象者が特に当局として手を焼いているところですが、この内容の具体的な事例については後ほど御紹介します。

また、記帳水準や証拠書類の保存状況と調査の困難度にはかなりの相関があると認められますが、これ以外にも納税者の協力度合いやそもそものコンプライアンスの高

低にも大きく左右されています。

11ページ目から具体的な調査事例についてお話しします。

ここでは5件の調査事例をピックアップしていますが、各事例は当該事案が特定されることがない程度に記載を簡略化しています。ただ、誇張やデフォルメはしないで、あくまでもどのような事案だったかを正確に表現できるよう留意して作成しています。

事例①ですが、これは調査の過程で多額の簿外経費、それも現金払いのものがあると納税者が主張し、当局においてその真偽を確認するために膨大な事務量を投下したという事案です。

本件では、調査の中で本来経費算入されるべきではない家事関連費が累次にわたって合計で数億円分把握されました。当然、調査官は経費算入すべきではないと、否認対象だと指摘しました。しかし、調査対象者は、調査官が指摘した事項とほぼ同額の簿外外注費をその都度主張し、支払先だけでも最終的には数百人分に上る領収書1,000枚以上を事後的に提出しました。この調査対象者は翻訳業を営む者であり、事後的に提出して主張している簿外外注費も物の流れを伴わない役務提供ですので、我々としては資金の流れからその真偽を確認することになりますが、調査対象者は海外居住者である外注先にすら現金手渡しで決済したと主張しました。

調査担当者は、これを1件1件確認して、合計で1,000人日以上のお事務量を投入しました。人日とは、当庁の職員1人が1日かける、8時間働いたということで、これは1人日というように計算しまして、1年間通じての総稼働日数、土日祝日除いた調査官1人当たりが働く日数は、大体220日位ですので、5人近い調査官が1年間総取っかかりでこの事案に投入された計算になります。

こうして事後に主張された簿外経費のほとんどは、実態がなく認容し得ないと判断して、この事案は更正処分をしました。何とか課税処分することはできましたが、後出的な簿外経費の主張であっても当局側が多量な事務量を投下してその真偽を確認しなければなりません。特に現金払いの簿外経費は、銀行取引明細等による確認ができないため、支払事実を確認する負担が大幅に増加する点で当局を悩ませています。

次に、事例②ですが、これは査察調査の事例です。これは法人税法違反嫌疑事件として着手したものですが、犯則嫌疑者から5億円に上る簿外経費の主張がなされました。これに対して当局側は、簿外経費の主張を排斥しようとする訳ですが、刑事裁判においては、合理的な疑いを差し挟む余地のないといった精密立証が求められます。しかしながら、物証の収集状況等に照らして公判維持が困難ではないかということをやむなく法人税法違反での告発は断念したという事例です。ただし、仕入税額控除を否認して消費税法違反で告発をした事件でした。

続いて事例③ですが、これは連年事業を行っている無記帳者に対する推計課税の事案です。この調査対象者は、連年事業を行っているが無申告であり、かつ無記帳でした。調査担当者は事前通知を行うべく再三にわたって連絡を取ろうとしましたが、ど

うしても連絡が取れない、いわゆる調査忌避でした。当局へ連絡を依頼する書面を差し置きましたが、それでも連絡が取れないので、差し置きで調査の通知を行った上で銀行などへの反面調査から調査を開始したという事例です。

結局、調査の全期間を通じて最後まで調査対象者から帳簿の提示がありませんでしたので、反面調査によって算出した売上金額と同業者の経费率等を用いて所得金額の推計を行い、決定処分をしました。これは無記帳である納税者、帳簿の保存・提示を行わない納税者でも推計課税の下では適切に記帳・申告をされている納税者と同水準の経費が認められることになるということと、また、無記帳であることのみや帳簿の保存・提示に応じないことのみでは仮装隠蔽の認定は困難ですので、重加算税のようなペナルティーを受けることもないというのが現状です。

続いて事例④ですが、調査対象者は、不動産の売買や売買仲介を通じて5年間で約10億円の売上げを得ており、また、1億3000万円の利益が生じていたが、申告を一切しておらず、帳簿も作成していませんでした。

調査担当者は、これほど多額の売上・利益があることを知っていながら申告を怠ってきたことは、申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反行為であるという認識の下、重加算税の賦課を視野に入れて調査を実施しました。

本件の調査対象者は10億円以上の売上げがありながら帳簿を作成しておらず、代金も遠隔地の銀行口座に振り込ませるなどしていましたが、本人名義の銀行口座を使用しており、それらのことから仮装隠蔽と認められるような特段の行動があったとまでは残念ながら認定できず重加算税を賦課できませんでした。事例③と同様、多額の売上げを得ていながら無申告であっても、帳簿を一切作成していないことで重加算税の賦課が困難な事例があると思っています。

続いて事例⑤は、多額の利益があるにもかかわらず申告を行わなかった3つ目の事例ですが、そもそもこの事例は記帳義務や書類保存義務が課されていない取引から多額の利益を得ていながら無申告になっていた者に関するもので、過去に会社経営を行っていたことなどから申告義務を十分認識していたと判断できるにもかかわらず、暗号資産の売却から得た約1,000万円の利益が無申告のままとなっていた事例です。

問題点として記載したとおり、個人が暗号資産の売却から得た雑所得については、記帳義務や書類保存義務がないので無申告に対する重加算税の賦課がさらに困難な場合も存在します。以上で事例の紹介を終わります。

引き続き、記帳水準の向上に向けた周知・広報の取組についてお話をします。

これまで御説明したとおり、適正、公平な課税を実現するためには適切な記帳と証拠書類の保存が欠かせませんが、冒頭で申し上げたとおり、個人では複式簿記による青色申告を選択している納税者は大体3割程度にとどまっています。

16ページ目からは記帳水準の向上に向けて私ども国税当局が様々な機会を捉えて周知・広報を実施していることを御紹介します。

17ページ目を御覧ください。国税庁では記帳水準向上の観点から、記帳や決算の方法に関する説明会や、個々の納税者の記帳レベルに応じた指導をすることを記帳指導と呼んでいます。こういった事業を毎年実施しています。説明会には大体毎年延べ8万人以上御参加いただいております。記帳指導も約2万人に対して例年実施しています。特に記帳指導は青色申告会や税理士会の皆様方に外部委託をお願いして実施しており、通常は4、5回程度の指導を実施して最終的に申告ができるまでの一連の流れを指導しています。なお、近年は会計ソフトでの記帳に力点を置いて実施しているところです。

また、国税庁は従来から、確定申告の方法や私どもの業務の説明、租税教育といった様々なジャンルのYouTube動画を国税庁動画チャンネルとして発信しています。昨年は特にコロナ禍によって対面での記帳指導等がなかなか難しい状況にあることに鑑み、昨年「記帳の仕方」や「決算の仕方」といったタイトルの動画も作成し、説明会等に参加できない方に対してもオンデマンド型での情報発信を行っている状況です。

18ページ目では、昨今の情報通信技術の発展を背景とした新しい経済活動から所得を獲得する納税者をターゲットとして確定申告や記帳の必要性に関する情報発信をしている例を掲げています。

ここにあるように、当庁としては様々な業界団体と連携して記帳や申告に関するセミナー等に積極的に講師派遣をして情報提供を納税者の方々にしていますが、右側に例としてプラットフォーマーが出ているように、プラットフォーム企業などを通じてその利用者に対して適正申告を呼びかけるようお願いする取組も継続しています。

19ページ目では、国税庁ホームページを通じた周知・広報施策について御紹介しています。このページの右側と次のページにあるのが、暗号資産の交換業者とタイアップした取組の例です。暗号資産の交換事業者の団体と開催した私どもの研究会において、様々な取組や意見交換、意見調整を行ってきました。そういった取組の一つの成果として、平成30年分から交換業者からその利用者に対して統一された様式の年間取引報告書を交付していただき、その年間取引報告書を基に所得を自動計算できる暗号資産の計算書というExcelのフォームを公表しました。そのようなことで申告を簡便に行えるよう手当てをしたという取組です。

暗号資産取引は一般に記帳義務が課されるものではありませんが、こういった取組を通じて、どなたでも簡便に所得計算あるいは申告を行えるようなツールの提供につながりましたし、また、記帳義務が課されている取引の中にも農協などで行われているように取引の仲介者や中間事業者の方々が年間の収支明細を提供することで記帳能力が十分ではない零細事業者の適正な記帳あるいは申告をサポートしているといった例もあります。

最後に、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについて、御参考として若干触れたいと思います。

22ページ目ですが、これは本年6月に国税庁が公表した税務行政のデジタル・トランスフォーメーション、税務行政の将来像2.0の概要を示した資料です。

上の枠の中には、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションは何かということを書いています。デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しを税務行政のデジタル・トランスフォーメーションというように私どもは呼んでいます。この税務行政のデジタル・トランスフォーメーションにより実現を目指す将来の税務行政のイメージが下半分の税務行政の将来像2.0です。平成29年にも税務行政の将来像と題した資料を国税庁から公表していますが、そこでお示しした将来像をアップデートしたものであるということで2.0という名前を付しています。

納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化、この2本柱にしている点は従来から継続している方針です。この中で特に納税者の利便性の向上については、左下に記載があるとおおり、デジタルの活用により、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指していきたいと考えています。

23ページ目を御覧ください。あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の一つの例として所得税の確定申告に関する将来構想を示したのがこの絵です。具体的には上の枠に記載していますが、給与や年金の収入金額、医療費の支払額などの確定申告に必要なデータを申告データに自動的に取り込めるようにして、納税者にはそのデータを確認していただく。それによって個々の金額を手入力する必要がなく、数回のクリックあるいはタップで確定申告が完了する仕組みを目指していきたいと考えています。

注にも書いていますが、このように自動でデータを取り込む方法は、生命保険料等一部の項目で既に実施しています。必要なデータを自動で取り込むためにはデータを交付する機関や企業の協力、システムの改修などが必要になりますが、当庁としてはできるだけ自動で取り込むデータの範囲を順次拡大していきたいと考えています。

その工程表を示したのが次の24ページ目です。先ほど申したとおおり、上から5段目の生命保険料控除に関するデータについては、既に申告データに自動で取り込むことが可能となっています。他方で、そのためには生命保険会社に対象となるデータを電子的に発行してもらう必要があります。現在、大手8社は既に対応済みですが、さらに他の生命保険会社についても増やしていきたいと考えています。

このほか、例えば地震保険料やふるさと納税については来年の令和4年1月から、国民年金保険料については令和5年1月からの実現を目指し、現在、必要な準備を進めています。

給与や事業・雑といった所得の情報をどのように申告データに取り込むかは、いまだ検討が必要な状況ですが、できるところからできるようにするという方針で、より便利でより簡単に確定申告ができる仕組みをつくっていこうと考えています。

以上で国税庁からの説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

## ○岡村座長

上良課長、ありがとうございました。

続いて、資料の実6-2の「プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール」について、財務省主税局の木原参事官、よろしくお願いたします。

## ○木原主税局参事官

「プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール」について説明を申し上げます。

2ページ目ですが、まず初めに、なぜこのような報告に至ったのかというバックグラウンドですが、前回6月15日の第5回の専門家会合においてフリーランス協会の方から御報告があったと聞いています。その中でプラットフォーム側の方でシェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーが拡大する中で、その売主の皆さんにどうやって記帳あるいは申告をしていただくかということを考える一環として、そのプラットフォーム事業者が支払調書を発行して、情報の共有を税務当局及び納税者にしていくことが、納税者の負担を必ずしも増やすことなく、納税環境整備あるいは記帳水準の向上を図っていく一つの方策ではないかというような御意見があったと聞いています。

そのような中で、OECDが、実際にプラットフォーム事業者がプラットフォーム上での売主について、税務当局に対してどういう報告をすべきなのかというルールを去年と今年二度に分けてつくっていますので、ここで御報告をします。

2ページ目は簡単にタイムラインとして3つ示していますが、2019年にまずOECD租税委員会で実際にプラットフォーム事業者の報告義務の中身をどうするのかという議論が始まりました。それを踏まえて昨年7月に、まずモデルルール第1弾のような形で、対象分野としては2分野、1つが不動産賃貸、いわゆる民泊のようなもの、もう一つが宅配のような個人サービス、これらを対象として、あくまでも各国が任意で採用できる報告制度の世界標準ですが、プラットフォーム事業者がどういう報告を税務当局にすることが期待されるのかというモデルルールが公表されています。

それに加え、3つ目の部分ですが、今年の6月に大きく分けると2つのことを新しく追加的にOECDで決めています。1つ目は、モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向けて国際的な情報交換のルールをつくったということで、これは各国の税務当局が集めた売主についての情報。売主は、必ずしもプラットフォーム事業者と同じ国にいるわけではないので、国際的に違う国と情報交換をしていくときのルールがどうあるべきなのかを決めたものが1点目になります。

2つ目は、2020年7月には対象分野が2分野でしたが、こちらに新しく2分野を付け加えて、それを拡張モジュールという形で公表しています。追加された2分野は、フリーマーケット・サイトのような商品の販売とカーシェアリングのような移動手段の賃貸です。

注に書いてあることを追加的に御説明しますが、こういった形でOECDの枠組みにお

けるモデルルールに基づいて情報交換が実際いつ始まっていくのかということについては、このルール自体が各国任意の採用ということもあって、現時点で必ずしも決まっています。

他方で、注2ですが、EUの方でEU域内の独自の取組としてOECDで決められた拡張モジュールと同様の範囲を対象としてプラットフォーム事業者からの報告徴求制度を2023年から導入し、それを踏まえてEU域内での情報交換を2024年から開始することが既に決められています。

そちらの報告制度においては、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけではなく、EU居住者である利用者を有するEU域内に恒久的施設を有しないプラットフォーム事業者についても報告義務の対象となる見込みです。ですので、EU域外にプラットフォーム事業者があったとしてもセラー（売主）がEU域内にいる場合はEUの中のどこかの国に対してプラットフォーム事業者が報告をすることが予想されます。

その上で、では、EU域外の国はどういうことがあり得るかということですが、EU内のルールにおいてはEU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みを既にEU参加国との間で有している国を居住国としているプラットフォーム事業者については、こちらのEU独自のルールに基づく報告義務が免除される予定です。ですので、OECDで決められたモデルルールあるいは拡張モジュールを採用することで、そのEU独自の報告徴求制度を免除できるのかどうかということについては、まだ拡張モジュールが公表されてすぐですが、EU域内のルールと同等なものとして認められるのかどうか今後EUは判断していくことになっているというのが現状です。

3 ページ目では、モデルルールの合意に至る背景や今回のギグ・エコノミーあるいはシェアリング・エコノミーについてどういう特性があるかを簡単にお話しします。

一点目は、既に政府税調でも累次にわたり御議論いただいておりますが、働き方の多様化という文脈です。雇用契約に基づく従来の労働関係から、ギグ・エコノミーの発達によって独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生しており、それによって、必ずしも第三者による報告の対象とならないような取引が増えてきている可能性があります。

二点目は、他方で、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの双方について、取引や関連する支払いが恐らくほとんど全てのケースにおいて電子的にそもそも記録されているのではないかと思います。納税者と税務当局の双方にとって電子的なデータが既にあるということですので、これが的確、適切にうまく利用できるということが前提ですが、コンプライアンスの負担軽減、こちらは納税者の視点ということになるかと思えます。あるいは透明性の向上ということで、電子的なデータをうまく利用した上で納税者側のコストを必ずしも上げることなく適切な申告をしていただく可能性が比較的得られやすい分野かもしれないということがこの2つ目のマルということかと思えます。

三点目はどういう報告の在り方があるかという部分ですが、まず売主の視点から見ますと、自国のプラットフォーム事業者だけではなく、自国に居ないプラットフォーム事業者についても利用できることがデジタルエコノミーの一つの特徴だと思います。そのような中で他国のプラットフォームを利用している売主の情報を各国の税務当局がどのように入手できるのかという問題が一つあるかと思えます。

また、プラットフォーム事業者の視点から見ますと、各国の税務当局が所在地ごとに異なる方式で報告を求めるということになった場合は、やはりなかなかビジネスを発展させる上でのコスト増加要因になり得ると思えます。

国ごとにばらばらに報告要件を課すのではなく、なるべく一貫性のある形で各国が情報を税務当局から集めた上で、それを自動的な情報交換の枠組みに乗せていくことを実現しようということによって2ページ目で御説明をさせていただいたようなOECDのモデルルールの策定に至ったということです。

最後に4ページ目に簡単ですが、実際にモデルルールの概要としてどういう情報の流れになり得るのかということをお説明します。

右上の売主がプラットフォームで事業、何らかの取引をする上で、まず売主情報、例えば自分自身の氏名、住所、生年月日、納税者番号といった情報をプラットフォーム事業者に提出します。この左側の箱には、2020年のOECDのモデルルールで対象になった不動産賃貸や個人サービスだけではなく、今年の7月に拡張モジュールで追加になったものを含めて4事業セクターを記載しています。

②の部分は①の売主情報を踏まえた上でプラットフォーム事業者の方で居住地国の確定をする。その上で、③ですが、売主の居住地国あるいは不動産の場合には不動産の所在地国が、自国、この場合はA国ですが、あるいは情報交換相手国である場合には、矢印が2つに分かれておりますが、A国のプラットフォーム事業者がある国の税務当局と売主の双方に売主に関する情報を提供することになります。ここには氏名、住所、生年月日、納税者番号だけではなく、年間受取総額のような形で実際に幾らの売上げがあったのかについても売主、税務当局の双方に情報提供がなされます。その上で、A国とB国の間で事前に双方の国が自動的情報交換の枠組みに参加しますという合意があるのであれば、情報が自動的にA国とB国の間で交換される仕組みになるということです。

EUでは2023年に向けて既に色々な形で準備が始まっていますが、OECDのモデルルール自体はまだ今年の6月にできたばかりですので、今後、各国、どういう対応になっていくのか、引き続き注視していくということかと思えますが、まずはモデルの概要として現時点の情報をお話ししました。

以上です。

## ○岡村座長

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。御質問等がある場合には、会場

にいらっしゃる方も含めて「挙手ボタン」を押してください。私から指名させていただきますので、指名された方は「ミュートボタン」を解除して御発言ください。よろしくお願いいたします。

それでは、土居委員、お願いします。

### ○土居委員

一点、質問をします。木原参事官の御説明の最後の部分でモデルルールの概要を御説明いただきました。大変分かりやすく理解できたのですが、これはOECDのモデルルールで想定しているということなのか、それともこれからEUで準備をされるところと言ふべきなのかどちらを指してということ限定して御質問させていただくわけではないのですが、資料6-2の4ページの図によると、A国報告プラットフォーム事業者はひとまずA国の税務当局に情報提供するということではあるのですが、その段階で、これは複数のプラットフォーム事業者が同じ売主に関する情報をA国の税務当局に報告しているということだとしたならば、名寄せをどのように行うのか。つまり、売主がプラットフォーム事業者を複数使っていた場合、納税義務者の名寄せが必要になると思うのですが。それはもちろん、納税者番号などで名寄せができるのだと思うのですが、これが特にEUなど複数の国にまたがる形で行われた場合に、それでもなお、名寄せすることを想定した制度設計になっているのか、それとも、それは今後、各国で協議をして決めなければならないのかお伺いします。

### ○岡村座長

木原参事官、お願いします。

### ○木原主税局参事官

具体的にどういう形で、例えばEUならEUの中で名寄せというようなことが行われるのかは、必ずしも分からないというのが正直なところではないかと思えます。ただ、申し上げられることとしては、税務当局側からすると、少なくとも氏名、住所、生年月日、あるいはどこかの国の納税者番号というのは分かるというところで、複数のプラットフォームを1人の売主が使っていた場合に、少なくとも包括的な情報は入ってくるので、その中で実際にどこまで実務面で名寄せというようなことができるのかという課題はあるかもしれませんが、できれば可能なところをやっていくというのが現状なのだと思います。なかなか各国ごとに納税者番号などが違うと思えますので、そこは必ずしも容易ではないだろうというのは先生の御指摘のとおりかと思えますが、そういった少なくとも情報の一覧性はある形で税務当局の視点からすると入ってくるのが一点。

あとは二点目として、売主の視点からすると、色々な場所のプラットフォームを使っていたとしても最終的には自分のところに包括的に1年間のプラットフォームを使った結果としての受取総額が入ってくるということだと思います。売主にとって的確な申告がしやすくなるというメリットは名寄せの文脈とはやや別の文脈としてあるの

ではないかと思います。

**○岡村座長**

田近特別委員、お願いします。

**○田近特別委員**

木原参事官が説明されたモデルルールの概要で、先ほど説明されたのは、基本的にはプラットフォーム事業者の情報を管理するということですが、前半の記帳との関連で言えば、この売主のところにその人の売上情報が自動的に入ってくるので、売主に関する日本における租税は完結すると思うのですが、記帳との関係はどうでしょうか。

**○岡村座長**

これは木原参事官、お答えになれる限りでお願いします。

**○木原主税局参事官**

田近特別委員の御質問を的確に私のほうで理解できているか必ずしも分からないですが、売主にも情報は行きますので、もちろん、それを踏まえた上で売主の方から申告をいただくことは必要になりますが、売主の方が、自分で1件1件、自らの手で売上げが幾らあったのかを仮に記録していなかったとしても、プラットフォーム事業者から年間の受取総額が送られてくることになると思いますので、少なくとも収入については売主側にとって的確な申告がしやすくなるということはあるかと思います。ただし、税務申告全般で見ると経費の方をどうするのかということとはまた別途問題としてあると思います。

**○岡村座長**

松汐企画官、お願いします。

**○松汐主税局税制第一課企画官**

今、田近特別委員の御質問の関係で木原参事官から話がありましたが、どうしてもこういったプラットフォーム事業者を介してビジネスをする方が、いわゆる古典的な事業者というわけではない場合も少なからずあるかと思います。片手間でするような方も多くいると思いますので、必ずしもいわゆる記帳義務の課されるような事業をやっているわけではないというのはあるかと思います。

そういった意味で、先ほど木原参事官からありましたが、取引に対する明細といいますか、収入の一覧が提示されて申告が便利になると思いますので、記帳するような水準である人、そうでない人においても非常に申告が便利になるものだと考えます。

**○田近特別委員**

以前、プラットフォーム事業の関連の方にも来てもらって、プラットフォーム事業者が売主に対して支払調書を必ずしも出していない、いわんや源泉徴収もしていないと言われたのですが、このモデルルールは先ほど申し上げたように2つのポイントが同時にあると思っています。一つは、プラットフォーム事業者の売上げ等の情報をきっちり一定のフォームで捕捉する。もう一つは、記帳のところで売主の情報を管理で

きる。もし今の御説明のとおり、支払調書や源泉徴収ができるようになれば、その記帳のところは税務署に行かずに自動的に確定申告ができることにつながっていくと思うのですが、いかがでしょうか。以前の状況からどの程度改善されるのでしょうか。

#### ○岡村座長

松汐企画官、お願いします。

#### ○松汐主税局税制第一課企画官

プラットフォーム事業者の御負担等を考えないとすれば、源泉徴収などの議論は適正な課税の捕捉等という考え方ではあるかと思いますが、むしろ今回の議論としては、今回は売主と書いてありますが、プラットフォーム事業者の利用者の申告が便利になるように、記帳の余裕がない方、その能力がない方でも適正な申告ができるような形のアプローチとして御紹介されているというように思います。

これに加えて源泉徴収義務を課すのも考え方の一つとしてあるかと思いますが、当然、こういった情報提供をすること自体プラットフォーム事業者の一定程度の負担になると思いますので、併せて源泉徴収義務を課すかは、またさらなる議論だと考えています。

#### ○岡村座長

ここで、本日御欠席の澁先生からコメントをいただいておりますので、それを御紹介して、皆様の議論に役立てていただければと思います。

澁先生のコメントは次のようなものです。

適正な記帳が行われない事例として資料の中で紹介されたもの、これは先ほど国税庁のほうから御説明があったようなものですが、これらはいずれも納税者が自らの課税所得について情報を開示しないインセンティブが存在しているということの指摘であると理解しました。

事例①は、課税処分を行った上で納税者がこれを争う場合には、納税者が経費の真正性を主張、立証しなくてはならないとも考えられますが、そもそも税務調査段階で納税者側から経費の真正性を裏づける証拠の提出が必要であると考えべきだと思います。

事例②は、簿外経費が存在することの主張立証責任が検察側にあるという刑事事件の限界を示していると思います。

事例③は、推計課税のある種の限界を示しているようにも見えますが、むしろ必要経費についてのみ実額反証を認めない以上、同業者並みの必要経費が認められてしまうことはやむを得ないのではないのでしょうか。

必要経費の控除を認めないことで課税ベースを広げ、そのことを事実上のペナルティーとして運用するのは必ずしも望ましいこととは言えません。問題は、重加算税が課せないという点に尽きると考えます。

最後に、特に事例③及び④を拝見して感じたのは、納税者が帳簿をつけて、それを自

らの手元に保管しておく。そして、税務職員が税務調査に際して初めてそれらを見に行くという従来の仕組みが限界に来ているのではないかということです。ICTの発達に鑑みると、納税申告書にとどまらず、課税所得計算を基礎づける帳簿や取引のデータを納税者が利用している会計ソフトと連携するなどしてクラウド上にアップロードしてもらい、遅くとも確定申告期限後、瞬時に課税庁が情報共有するというような仕組みに移行する方がよいのではないのでしょうか。

このように納税者が提出、そして、課税庁が共有する情報の質及び量の水準を高めると同時に、それらの情報を全く提出しない無申告の納税者に対するペナルティーを重くすることが考えられないのでしょうか。納税者側から開示される情報の質、量の充実がこの納税者が信頼に値する納税者であることのシグナルになると考えられます。

濱先生からのコメントは以上です。

この点を含めて、今回、上良課長から詳しく事例の御報告もありましたので、御意見、御質問等があれば伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

宮永特別委員、お願いします。

#### ○宮永特別委員

まず一点は、税務執行上の記帳の問題について、色々なデジタル化が進んで記帳の報告が少しずつ改善されてきているという報告を聞くと、とにかくこれは課題点があっても進めていかざるを得ないし、進めていけばいくほど、やはり例外への対応力や悪質なものへの対応力が国税庁、税務当局としても増していき、それだけ余裕ができてくる。

つまり、トランザクションがどんどん多くなっても、やはりデジタル化、それから、記帳のいわゆる整備を進化させていくことはぜひこれからも進めていかないとはいけません。私は専門的な知識がそこまでないのですが、重加算税の問題というよりも、これはやはり性善説に立つとか性悪説、やはり悪い人たちもいるのだと思うのですが、少なくとも一度例えば重加算税を課することができない事例が生じたら、これに近い類いのものを例示して、次からは駄目ですよということを一つ一つ浸透させて、二度目からはやはり重加算税をかけていいというような反則切符が増えていくような、つまり、企業でも何でもそのような営利活動においては信用というものに対して一度目は性善説で考えても、二度目からはこれはおかしいということで加算していくことをきちんと制度の中に盛り込むべきではないかと感じています。

もう一点は、モデルルールの件ですが、この件については、やはりまだまだ難しい。プラットフォーム事業者にも色々な方たちがいて、非常に洗練された人たちからモデルケース的なものをつくりながらも、ある程度このようなデータを取る、それから、情報を取っていくということが大事なので、過大なというか、過重な確認、情報の正確性の確認義務などは当初は考えないで、まず情報をなるべく吸い上げていくことが大事で、情報の選別はまた別の方法を考えるということで過大な確認義務を初めのうちは

課さない方がいいと感じています。

それから、ここに納税者番号と書いてありますが、これは国際的なものとの整合性について、制度的にもなるべく番号を使うようなときには後から混乱が起きないように前広に準備していくべきではないかと思っています。

#### ○岡村座長

齋藤先生、お願いします。

#### ○齋藤東京大学教授

基本的なことについてのコメントと質問ですが、コメントの方は、先ほど瀧先生の意見にもありましたが、デジタル化が正確な記帳にとってどういうインセンティブになるのかを色々考えていく必要があるのは確かだと考えます。従来の紙ベースのもので考えていたところとはかなりフェーズは異なってきていると思うのです。ただ、そのデジタル化について色々インセンティブを考える前に、少し基本的なことをお伺いしたいと思います。

記帳の説明資料の8ページについて、これは白色と青色、それから、青色の中で簡易簿記と正規簿記の中での不備の状況の違いを簡易に表していただいています。インセンティブという点ではできるだけ上のほうに上げていくことが基本的な課題だと考えます。その上で、簡易簿記にずっととどまっておられる方が一定程度おられ、7ページで10年ぐらい簡易簿記のままとどまっている。

質問は、簡易簿記と正規簿記でメリット、インセンティブに見方によってはかなり違いがあり、例えば青色申告特別控除で言うと10万円か65万円ないし55万円。しかし、それにもかかわらず簡易簿記がかなり使われている理由の一つに、このメリットがそんなに周知されていないことがあり得るのか。それとも、そのメリットは分かるが、それ以上に正規簿記に移行すると例えば作成すべき帳簿が色々増えるから大変だと。特に資料の中で個人事業者は高齢の方も多いいということもありましたから、やはりそのメリットは分かるが手間が大変ということなのか。あるいは両方ミックスなのか。実務の現場というか感覚で何かコメントいただければありがたいです。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。

これは上良課長、お願いします。

#### ○上良国税庁課税総括課長

今の簡易簿記と正規簿記でのインセンティブ、制度上の差異と、それから、現状において簡易簿記に特に高齢者中心に長い間とどまっているといった原因についてのお尋ねですが、2点ほど申し上げます。まず、恐らくメリットはお分かりになっているのでしょうけれども、我々、そういったメリットを繰り返し周知しており、正規簿記を行っていただきたいということを繰り返し申し上げてくる中で、残念ながら簡易簿記にとどまっている方が現にいるということです。やはり特に手書きの帳簿から正規簿記・

複式簿記に移行するのはかなり現実問題でハードルが高く感じておられるのかなという感じがします。

それから繰り返しになりますが、説明の中でお話ししたとおり、そういったハードルの高い感じが近年のICTの活用で特に会計ソフトの普及、定着により、特に若年層を中心に受け取り方は違ってきますので、私ども今後、先ほどの記帳指導も会計ソフトを中心にしたもの軸足を移しているとお話をしましたが、色々なツールを活用してなるべく正規簿記に移行していただけるように、引き続きの働きかけを継続していくことになると思います。

#### ○岡村座長

齋藤先生、お願いします。

#### ○齋藤東京大学教授

白色申告から青色申告への移行も、申告段階での色々なデジタル化について資料を詳しくお示しいただきましたが、帳簿の段階からもデジタル化、DXの恩典が全体に及ぶように考えていくということかと考えます。

#### ○岡村座長

田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

全体を見ると悪質なのか、悪質でないのかという2種類があり、悪質でないものの中でも、正規簿記では帳簿を作成できない層がかなり多いと思います。これをどうしていくのかは、例えばデジタル化をはじめ、適切な記帳に対してのインセンティブをどう考えるのか、また、インセンティブがあってもできない事業者に対してどう対応したらいいのかを考える必要があるのだろうと思います。

インセンティブやペナルティーだけで解決できない部分があるように思います。やはり過去は別として、学校の教育の中で、税制や財政に対する理解を教育としてしっかり行っていく必要があるのではないかと考えます。個人事業者の中には、なかなかそのようなことを理解していない人が多いように思います。また、起業したい、事業を始めたいという人においても、なかなかこの辺りの理解ができていないように思います。商工会議所も理解を深めるための役割を負っていると思いますが、その前にもっと学校教育や社会教育として行う必要があるのかなと感じます。

一方、悪質な事業者に対しては、やはりしっかりとペナルティーを科すべきだと思うし、それを取り締まっていくのは大変だと思いますが、しっかりと対策を取っていないかと思えます。悪質にやっている人と悪質にやっていない人の線引きがなかなか難しいのかもしれませんが、悪質にやっている人のペナルティーを厳しく科すことによって、悪質でない人にも同じペナルティーが科されてしまうということがあっては本末転倒であると思うので、この辺りは考えなければならないと考えます。

#### ○岡村座長

神津特別委員、お願いします。

### ○神津（信）特別委員

まず、正規簿記のメリットについて、納税者が理解をしているか否かというお話ですが、私ども税理士は、納税者に初めて関与するときには個人事業であれば必ず青色申告をお勧めします。そのときメリット、例えば青色事業専従者給与の必要経費の特例や、青色申告特別控除の55万円から10万円の控除の仕組みをよく説明すると、ほとんど100%の方が青色申告をお願いします、となります。

このことは、事例⑤で調査対象者は70代の給与所得者ということで、申告義務を十分認識していたにもかかわらず無申告ということは外形から判断すればかなり悪質であると判断せざるを得ないということですが、問題点として御指摘があるように記帳義務や書類保存義務がない所得もあり、無申告に対する重加算税賦課がさらに困難な場合も存在するというようなことは、やはり法律の方でクリアしていくべき課題かと思う次第です。

あと暗号資産のお話がありました。やはりこの事例⑤ですが、数年前から政府税調で色々と議論して、そのプラットフォームに対して年間での所得が分かるような仕組みをお願いして、現在のようになっていると思います。株式の譲渡所得等のように、できたらこの暗号資産も将来的に、特定口座のような納税が完結する仕組みも一つあり得るお話かと思う次第です。

### ○岡村座長

梶川特別委員、お願いします。

### ○梶川特別委員

私、この税務行政のデジタル・トランスフォーメーションのお話と関連して記帳の状況で税務執行上、どのように効率化するかというテーマで、やはり今回、このICT技術が進んだところで、以前のこの専門家会合でも申し上げたのですが、一つには納税者利便にどう貢献していけるかということはずごく大きなテーマで、その観点から考えますと、やはりこの納税者の入金情報について、金融機関との連携を一層深めていただける形を納税者任意のところもあるのですが取っていく。これ自身が非常に納税的にはかなり自動的にしていける部分の情報になるのではないかという気がします。

複式簿記のお話が出てきたのですが、基本的に資産管理が一定の金融機関であったり、現金取引の場合には非常に難しいのですが、この複式簿記は資産面とフロー面がつながっているので、事業資産を特定の金融機関に管理するという、一つではなくて構わないのですが、その資産管理について一定の規律性を持つという意味では情報管理、ないしはいわゆる記帳の整理が非常につきやすいという要素もありまして、その場合、一歩目に入金情報について、より任意性も含めてですが、高まることが今も進められていると思うのですが、それをまず基本に置いていただくということは十分あり得るのではないかと。それにリアリティーが出てきますと本当に納税者としても、まず

入金面について分かる。

出金面はかなり恣意性があり、かつコスト情報というのは事業性の判断が入るので、これに関しては、私は本来、納税者の選択ですが、一定の外形課税のようなものも納税者によっては選択でき、かつ疎明を自らがしていくというロジックを少しずつ整理していかなければならないという気がするのです。

それとの関係で、やはり悪質、重加算税の賦課要件の故意性の整理はどうしても必要になるのではないかと。刑法犯罪のお話も先ほどから話題になっておりますが、それ以前の段階の故意とは何かという部分について納税者にも分かりやすく一定の整理をしていただくと、反対にうっかりミスと故意から来るペナルティーというところの社会的容認がある程度進んでいく。それがすごく重要なのではないかと気がします。

最後に、先ほどのプラットフォーム事業者のお話についての質問ですが、この議論の中で買い手の情報というお話はもう全くないお話なのでしょうか。また、買い手の情報は非常にプライバシーにも関連して、売り手というのは納税義務の話につながるが、一方で買い手は。というのは、私は、人によっては売ったり買ったりする人というのもおられて、むしろ買い手の情報も、売り手が自ら得られた方が一定の原価のようなどころについて分かりやすく良いという可能性があるかなという気がしました。最後のところは少し議論があるのかなという御質問です。

#### ○岡村座長

松汐企画官、お願いします。

#### ○松汐主税局税制第一課企画官

先ほどお話ししました買い手の情報ですが、買い手の情報自体は買手側に申告の必要性が直ちに発生することはなかなか認識できないかと思えます。当然、原価は取得原価を計算するに当たって必要になってくるのですが、一般的にこういったサービスを使うに当たって、仮に食事を運んでもらうとかでも、そこにいきなり所得を認識するというのはなかなか難しいところもありますので、もしかすると、将来的には対象となる事業によってはそういったことも必要だという議論が出てくるかもしれませんが、一義的にはやはりプラットフォーム事業者の御協力を前提とすることになるかと思えます。その負担と、これによって実現できる公益のバランスの中で検討していくことが必要であると考えています。

#### ○梶川特別委員

私、もちろん売り手の方に納税義務というのはあれだったので、売り手の任意性で買い手の情報は非常に納税の利便があるときがあるということで、任意に集めたければ集められるという議論があるのかなということでして、御説明はよく分かりました。

#### ○岡村座長

木原参事官、お願いします。

#### ○木原主税局参事官

一点だけ補足です。今、松汐企画官から背景としてお話がありましたが、OECDの枠組みの中でも現時点の議論はセラー（売主）の方だけという形で議論は進んできていますので御紹介します。

#### ○岡村座長

土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

特に先ほど国税庁から無記帳のケース、簿外経費に関連するところの御説明があり、結局は処罰されないこともあったようですが、やはりコンプライアンスは個人事業主としてもしっかりこれから守っていただかなければいけない。法令遵守はある意味で当たり前という世界にしていく必要があると思います。

例えがいいか分かりませんが、自転車も道路交通法違反は処罰されるわけで、自転車に乗る人は免許が要らないのですが、だからといって法律を知らなかったということは許されるわけではない。今までは確かに無灯火などで歩道を走行してもどしどし処罰されるということは少なかったかもしれませんが、だんだん厳格化してきたという経緯があるように、先ほどの田中特別委員の教育が大事だということは私も全く同感ですが、学校を卒業して法令を学ぶ機会が無かったからといって、片手間であろうとも色々な事業に携わるといって、しかも、フリーランスという形で携わることも今後機会としては増えてくるということがある時に、事業者として法令遵守は当然ということをもっとしっかりと当局の方々にも徹底していただきたい。片手間だから法令を知らなくて厳罰に処せられないというわけにはいかないと思います。

その観点からすると、白色申告者にも記帳義務があるにもかかわらず罰則がないことによって、青色申告との間での不公平があるというところは、今後、何らかの制度変更、制度改革が必要なのではないかと思います。白色申告であるがゆえに、なかなか簿外経費等で税務当局が立証するのが難しいということであるなら、むしろ逆に激変緩和措置を設けつつも、一定の移行期間が終われば白色申告者に青色申告者よりも重い罰則を科す制度設計があってもいいのではないかと思います。

もちろん、事務処理負担は考慮しなければいけません。いつまでも白色申告のままでもいいというような印象を持たれないような何らかのインセンティブなり罰則なり、アメとムチ、それぞれうまく使いながら、できる限り記帳水準の向上を早期に図っていくことが必要ではないかと思います。

それから、国税庁から悪質な事例について御紹介がありました。確かに、私は法学者ではないですが、様々、他の法令とそごを来す場合にはなかなか税務のことだけで処罰できるようなことにはできないのかもしれませんが、立証責任を納税義務者に負わせることにできないという場合もあるかもしれませんが、少なくとも他の法令とそごを来さないような範囲で悪質な事例は早期に法令を改正して処罰できるようにすることも検討すべきだと思います。

それから、最後に資料6-2で主税局から報告があったモデルルールについて、私はこの国際的な動き、特にEU等の動きを注視しながら、日本も遅滞なくこのモデルルールなり国際的なプラットフォーム事業者による報告の仕組みにうまく準拠していくような形で法令を改正していく必要があると思います。

#### ○岡村座長

沼尾委員、お願いします。

#### ○沼尾委員

三点、手短かに申し上げたいと思います。資料6-1の22ページあるいは23ページのところで、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会というキーワードが出てくるのですが、これは確かに一見するとすごく利便性にはなったと申しますか、DXを通じてということなのだろうと思うのですが、もう一方で、税務署に行って、あるいは税に詳しい方ときちんと対話をしながら納得して納税をしたいという方も当然いると思います。

なので、DXを通じて、画面で機械的に数字を入れていくと納税が手軽にできるというのは税のことをよく分かっている方だと思うのですが、実際にお金のお話ですので、もう少し丁寧に相談をできるということも含めて、税務署に行かずにできるというように言い切ってしまうといいのかなと。税務署に行かなくてもできるぐらいのところで、両方バランスよく仕組みをつくっていくことが大切なのではないかと思います。

もちろん、税理士会や青色申告会、この間のフリーランス協会なども含めて個人事業主の方などの納税についても色々サポートする制度が整っていることは重々承知をしているのですが、やはりなかなかそこにアクセスできない方がいるときに経営相談なども含めて、つながれない人たちが実際申告に納得して納税していくための仕組みをどのように用意していくのかということが問われていくと思いました。

関連で、今、コロナで止まっていますが、外国人の方々、事業主の方々がどんどん入ってきて、外国人住民の方が289万人と言われていますが、そういった方たちの納税環境をどのように整えていくのかということも多言語対応や日本の税制の説明なども含めて、日本にいるの方々に対する説明の環境をどう整えるかということも問われてくるのかなと思っています。

三点目について、今の話とも絡むのですが、結局、手軽に払えるということも大切なのですが、自分の税額がどのように計算されたのかということに関して、やはり納得のいく、理解したいという方もおり、結構私も相談を受けたりするのですが、そうすると、簡易化が進んでいけばいくほど申告納税というよりは賦課徴収のように自動的に取られていくようなことになってしまう。その辺りも含めて主体的な納税に繋げるために租税自体を分かりやすくしていくという意味で、税の簡素化ももう一方で考えていくことが問われていると思います。

#### ○岡村座長

神津特別委員、お願いします。

#### ○神津（信）特別委員

今の税務署に行かずに申告できるということですが、確かに沼尾委員のおっしゃるとおりで、納税者への門を開き、納税者の相談に応じるべきだということについてですが、決して門を閉じているわけではなく、申告や相談にも丁寧に応じています。しかし、表現に誤解を生む可能性もあるので、行かずに申告できるという表現を行かなくても申告できるというように改めれば、より分かりやすくなるのかなと今、ふと思いついたわけです。

#### ○岡村座長

上良課長、お願いします。

#### ○上良国税庁課税総括課長

神津特別委員からの御説明のとおりですが、平時から税務署では、個別に相談される方について事前に予約をさせていただいて、個別の申告の相談や納付の相談などで来られる方はかなりおられます。それに対して今後も決して門を閉ざすものではありませんし、開けてきちんと丁寧に相談をさせていただくということです。

御参考までに、全体の軸足の移し方のようなもののスタンスの話をここでしておりますが、若干局面は違いますが、確定申告の関連で言うと、つい5年前までは実際に税務署や申告会場に足を運ばれて、相談を受けながらその場で申告される方が428万人おられました。この5年間で実は100万人減っています。

何に置き換わったかということ、特に我々が力を入れているスマホ申告です。これをこの2、3年で急速にリリースして、普段使い慣れているツールで申告ができるということで、御自宅からの申告。特に今年はコロナ禍ということで、申告会場が感染源にならないよう我々は十分注意していましたが、やはり密を避ける、あるいはそういった集中的な会場への来場をちゅうちょされる方もいらっしゃるのではないかとということで、これからはそういった御自宅でも利用できるコンテンツをいかに充実させるかも我々の重要な使命の一つという視点で書いています。おっしゃるとおり、引き続き対面での対応もしっかり行っていきたいと考えています。

#### ○岡村座長

土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

税務署に行かずにできるという話ですが、私も国税審議会の委員を仰せつかっていて、そこで意見を述べさせていただいてこれでいいと言った側なので、どちらかということ言い訳がましいですが、資料6-1の24ページに工程表があるように、デジタル・ガバメント実行計画に政府全体で取り組まれていて、税務署はむしろいつになったら実現できるのかというように言われている側だという認識で、思い切っただけに行かずにできるという位に打ち出さないと、国民にとってはいつまでも税務署は紙の書類手続を

する場所だと思われるという雰囲気があったのではないかと思います。

先ほど御説明があったようにコロナ禍だということのももちろんですが、バックグラウンドでは非常にDXについて画期的と言っては褒め過ぎかもしれませんが、画期的な取組を進めようとしているということを承知しているので、それが完成した後は、行かなくてもできるのだが行くこともできるというか、相談にも応じてもらえるという、ある意味で税務行政の将来像3.0のときには、まさに行かなくてもできるということになるといいのではないかと思います。

#### ○岡村座長

齋藤先生、お願いします。

#### ○齋藤東京大学教授

手短に2点。1点は、記帳していないもの、あるいは申告していないものの事例を説明いただき、渕先生からも意見がありました。この点については、やはり記帳しないとか申告しないということの位置づけを体系的に一方で考えて、申告しないということの社会的相当性や社会的な意識を一方で変えていく必要があると思います。そうすることで重加算税が課されないということとのアンバランスが立法政策的に解消していくという面があると思うのです。

渕先生もおっしゃるように、現時点でここに推計課税してしまうのはおかしいとか、重加算税が取れないのはおかしいという、そこだけスポット的に取り上げるとやはりハレーションも大きくなると思うので、もう一回、体系的にあるいは根本的に記帳しないということの位置づけを考えて、その社会的意識も変えていく必要があると考えました。

もう一点は、モデルルールの方ですが、こちらはやはり国際的なコンバージョンがこのようにだんだん進んでいけばそれに合わせて合理的な制度がつくられていくと思うので全く賛成です。もちろん、国内的に何か更にカスタマイズしなければならないところは、例えば小規模事業者についての扱いをどうするかはあると思いますが、全体的な方向性としてはこのように国際的な調和が進んでいくことを歓迎します。

#### ○岡村座長

私から1点だけ。この事例⑤は、今日は渕先生からのコメントは特に無く、神津特別委員から少しコメントがありました。常識的に考えるとこのようなことが起こってくるというのは好ましくないと考えました。これは雑所得という立てつけですよね。こちらに振られてこのようなことが起こってくるということはどう考えるかという問題があると感じました。

それと同時に、例えば青色申告と白色申告でペナルティーに差を設けたらなど色々な意見があると思うのですが、制度的に青色申告ができない人たち、要するに雑所得の人たちは青色申告ができませんから、そこを今後どう考えるか。

それから、モデルルールについては、これは特に拡張モジュールの部分はソースル

ールがどうなる、所得の源泉地がどうなるのかという問題も関係があるかもしれませんが、源泉徴収は慎重にというのはおかしいですが、国際課税のルールを考えつつ進めていく必要があると思いました。

中里会長、何かコメントがあれば、お願いします。

#### ○中里会長

分かりました。例えばロックダウンについては様々なお考えがあると思いますが、今の日本の政府は国家権力の行使は比較的控え目という御発想で動いているのではないかと思います。刑事手続は究極の国家の非常に厳しい権力行使ですから、その手続には非常に厳格な手続が要求されるとともに、これは謙抑性といって控え目に行使しましょうというのが法律の世界では割と常識になっているのではないかと思います。何でも刑罰でというお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、難しいところがあるのではないかと思います。

それからもう一つは、刑罰規定を設けたところで検察庁などの人員は限られていますので、実際には起訴されて刑事手続に進むということは非常にレアなのです。だから、規定を設ければ刑罰が適用されるというものではないと思います。

田中特別委員がおっしゃったことですが、記帳の話もインボイスのこともそうなのかもしれませんが、できない方にできないことを要求して、できないから刑罰というわけにはなかなかいかない。土居委員がおっしゃったように、そこは啓蒙でしょうかね。皆さんがきちんとできるような、誰でもできるような状況を確保しながら、ただただ厳しくすればいいということではなく、良い方向に向かっていくということではないかと思っています。

国税庁の方でスマホ申告のことなど色々おっしゃっていましたが、だいぶ確定申告も簡素化されてきましたので、そのような方向でできるだけ強制よりも誘導という感じで行ったらいいのではないかと、これは私の全く個人的な見解ですが、そのように感じました。

#### ○岡村座長

どうもありがとうございます。非常に大局観のある御意見で参考になりました。

委員の方々、他にございませんか。

どうも皆様、ありがとうございます。本日は記帳水準の向上に関して、記帳の状況などに関する税務執行上の課題等について、皆様から様々な御意見をいただきましたと思います。今後の検討を進める上で大変意義のある会議になったと思います。

今後の専門家会合の日程については、改めて事務局から御連絡をさせていただきます。

本日の会合は以上です。

大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]